

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1046 号（諮問第 1709 号）

件名：ICD-10 等の開示決定に関する件

1 開示請求

平成 30 年 11 月 8 日、平成 31 年 3 月 15 日、令和元年 6 月 14 日、同年 7 月 9 日、同月 26 日及び同年 10 月 9 日

2 原処分

平成 30 年 12 月 25 日、平成 31 年 3 月 29 日、令和元年 6 月 28 日、同年 7 月 23 日、同年 8 月 23 日及び同年 10 月 18 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。

3 審査請求

平成 31 年 1 月 4 日、同年 4 月 4 日、令和元年 7 月 2 日、同月 26 日、同年 8 月 29 日及び同年 10 月 23 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 11 月 10 日

5 答申

令和 5 年 3 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、「文書の特定に誤りがある。」等と

主張していることから、別表の1欄に掲げる各請求に対して同表の2欄に掲げる各文書を特定した実施機関の文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 別表の1欄に掲げる請求1（以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2以下も同様とする。）について

本件開示請求は、厚生労働省が作成し、ICD-10について記載された開示請求日時点における直近の文書を請求しているものと解される。

当審査会において別表の2欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。）の内容を確認したところ、文書1は、厚生労働省が作成したICD-10について記載された文書であり、また、開示請求日時点における直近の文書を特定したとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点はないことから、請求1の内容に合致する文書であることが認められた。

イ 請求2について

本件開示請求は、障害福祉課医療・給付グループで管理する文書のうち、①知的障害（者）の判定基準が記載されている文書、②身体障害者手帳の等級判定に係る判定基準が記載されている文書、③身体障害者手帳の交付手続きに係る内容が記載されている文書、④身体障害者手帳の交付に係る判定基準及び手続きが記載されている文書が請求されているものと解される。

(ア) 請求2の①について

当審査会において文書2の内容を確認したところ、知的障害の程度を区分する際の判定基準が記載されており、請求2の①の内容に合致する文書であることが認められた。

(イ) 請求2の②について

当審査会において文書3から文書9までの内容を確認したところ、いずれの文書にも身体障害者手帳の障害等級に係る判定基準が記載されており、請求2の②の内容に合致する文書であることが認められた。

(ウ) 請求2の③について

当審査会において文書10から文書15までの内容を確認したところ、いずれの文書にも身体障害者手帳の交付手続きに係る内容が記載されており、請求2の③の内容に合致する文書であることが認められた。

(エ) 請求2の④について

当審査会において文書16の内容を確認したところ、身体障害者手帳の障害等級に係る判定基準及び交付手続きに係る内容が記載されており、請求2の④の内容に合致する文書であることが認められた。

ウ 請求3について

当審査会において文書 17 の内容を確認したところ、文書 17 には、知的機能水準の評価等及び知的障害の程度の判定基準が記載されており、請求 3 の内容に合致する文書であることが認められた。

エ 請求 4 について

当審査会において文書 18 の内容を確認したところ、文書 18 には、障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所の指定の取消し又は指定の一部効力停止等の不利益処分の内容が記載されており、不利益処分の実績が分かることから、請求 4 の内容に合致する文書であることが認められた。

また、当審査会が事務局職員を通じて実施機関に確認したところ、これらの不利益処分に対して処分の相手方からの不服申立てはなされていないため、不服申立てに係る文書や弁明書は存在しないとのことである。

オ 請求 5 について

本件開示請求は、西三河福祉相談センター及び東三河福祉相談センターで管理する文書のうち、1960 年から 2019 年までの間において障害福祉課が作成した「精神薄弱判定基準」、「精神薄弱者の障害の程度の判定基準」及び「知的障害者の障害の程度の判定基準」に関する文書が請求されているものと解される。

当審査会において文書 19 から文書 29 までの内容を確認したところ、文書 19 から文書 29 までは、障害福祉課が「精神薄弱判定基準」、「精神薄弱者の障害の程度の判定基準」及び「知的障害者の障害の程度の判定基準」を制定又は改正した際の通知文書であり、請求 5 の内容に合致する文書であることが認められた。

カ 請求 6 について

本件開示請求は、障害福祉課が管理する文書のうち、愛知県が被告となった特定の訴訟における実施機関の提出書証である乙第 7 号証の 1 から 4 までの作成者の氏名が分かる文書が請求されているものと解される。

当審査会において文書 30 から文書 32 までの内容を確認したところ、いずれも書証作成者とされる者の氏名が記載されており、請求 6 の内容に合致する文書であることが認められた。

キ 実施機関によれば、念のため文書 1 から文書 32 までのほかに請求 1 から請求 6 までの内容に合致する文書を探索したが、請求内容に合致する文書は存在しなかったとのことであり、これらのことからすれば、文書 1 から文書 32 までのほかに特定すべき文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、本件開示請求について本件行政文書を特定したことに誤りはない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

本件行政文書の特定については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 決定	4 審査 請求年 月日	5 担当 課等	
請求 1 障害福祉課に対する開示 請求 ICD-10 (厚生労働省作成の 直近のもの)	文書 1 ICD-10 (厚生労働省作成の直 近のもの)	平成 30 年 12 月 25 日 付け 30 障 福 第 1906-3 号	平成 31 年 1 月 4 日	障 害 福 祉 課	
請求 2 障 害 福 祉 課 医 療・給付 グ ル ー プ に 対 する 開 示 請 求	① 知的障害 (者) の 判 定 基 準 が 記 載 さ れ て い る 文 書	文書 2 知的障害者の障害の程度の判 定基準	平成 31 年 3 月 29 日 付け 30 障 福 第 2967-1 号	平成 31 年 4 月 4 日	障 害 福 祉 課
	② 身体障害 (者) の 判 定 基 準 が 記 載 さ れ て い る 文 書	文書 3 身体障害認定基準 文書 4 身体障害認定要領 文書 5 身体障害認定基準等の取扱い に関する疑義について 文書 6 身体障害者障害程度等級表の 解説 (身体障害認定基準) に ついて (平成 15 年 1 月 10 日 付け通知) 文書 7 身体障害認定基準の取扱い (身体障害認定要領) に つ い て (平成 15 年 1 月 10 日 付 け 通 知) 文書 8 身体障害認定基準等の取扱い に関する疑義について (平成 15 年 2 月 27 日 付 け 通 知) 文書 9 身体障害者手帳に係る交付手			

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 決定	4 審査 請求年 月日	5 担当 課等
	続き及び医師の指定に関する 取扱いについて（平成 21 年 12 月 24 日付け通知）			
	③ 身体障害（者） の手続きが記載 されている文書	文書 10 身体障害者法施行細則 文書 11 愛知県身体障害者障害程度再 認定事務処理要領 文書 12 愛知県身体障害者手帳交付要 綱 文書 13 身体障害者手帳に係る交付手 続き及び医師の指定に関する 取扱いについて（平成 21 年 12 月 24 日付け通知） 文書 14 手帳の交付申請について 文書 15 身体障害者手帳に添付されて いる顔写真が古くなった場合 の手帳の再交付について		
	④ 身体障害（者） の判定基準 手続きが記載 されている文書	文書 16 平成 30 年度身体障害者障害 程度等級表（身体障害認定基 準）及び身体障害認定要領（冊 子）		
請求 3 障害福祉課に対する開示 請求 ・知的機能水準の項目、評 価基準がわかる文書（た だし、障害福祉課所管分に限 る） ・知的障害者の障害の程度	文書 17 知的障害者の障害の程度の判 定基準	令和元年 6 月 28 日付 け 31 障 福 第 841 号	令 和 元 年 7 月 2 日	障 害 福 祉 課

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 決定	4 審査 請求年 月日	5 担当 課等
の判定基準（ただし、障害福祉課所管分に限る）				
請求 4 不利益処分の実績及びその不利益処分に対する不服申立、不服申立に対する弁明書	文書 18 記者発表資料（不利益処分の実績）	令和元年 7 月 23 日付 け 31 障福 第 1006 号	令和元 年 7 月 26 日	障害福 祉課
請求 5 障害福祉課が使用する「知的障害者の障害の程度の判定基準」（1960 年～2019 年）に関する開示請求	文書 19 精神薄弱判定基準について （昭和 45 年 4 月 15 日付け 45 児号外通知） 文書 20 精神薄弱判定基準の全部改正 について（平成 5 年 3 月 29 日付け 5 障援第 179 号通知） 文書 21 精神薄弱者の障害の程度の判 定基準の一部改正について （平成 11 年 3 月 31 日付け 11 障援第 279 号通知） 文書 22 知的障害者の障害の程度の判 定基準の一部改正について （平成 21 年 3 月 27 日付け 20 障福第 3699 号通知） 文書 23 知的障害者の障害の程度の判 定基準の一部改正について （平成 22 年 3 月 31 日付け 21 障福第 2051 号通知）	令和元年 8 月 23 日付 け 31 西福 第 735 号	令和元 年 8 月 29 日	西三河 福祉相 談セン ター
	文書 24 精神薄弱判定基準について （昭和 45 年 4 月 15 日付け 45 児号外通知） 文書 25	令和元年 8 月 23 日付 け 31 東福 第 69-4 号	令和元 年 8 月 29 日	東三河 福祉相 談セン ター

1 請求内容	2 行政文書の名称等	3 決定	4 審査 請求年 月日	5 担当 課等
	<p>精神薄弱判定基準の全部改正について（平成 5 年 3 月 29 日付け 5 障援第 179 号通知） 文書 26</p> <p>精神薄弱者の障害の程度の判定基準の一部改正について（平成 11 年 3 月 31 日付け 11 障援第 279 号通知） 文書 27</p> <p>「知的障害者の障害の程度の判定基準」の差し替えについて（平成 11 年 9 月 6 日付け事務連絡） 文書 28</p> <p>知的障害者の障害の程度の判定基準の一部改正について（平成 21 年 3 月 27 日付け 20 障福第 3699 号通知） 文書 29</p> <p>知的障害者の障害の程度の判定基準の一部改正について（平成 22 年 3 月 31 日付け 21 障福第 2051 号通知）</p>			
<p>請求 6 障害福祉課に対する開示請求 乙第 7 号証の 1～4 の作成者の氏名がわかる文書</p>	<p>文書 30 陳述書（平成 15 年 11 月 25 日付け） 文書 31 平成 28 年度健康福祉部障害福祉課配席図 文書 32 平成 29 年度健康福祉部障害福祉課配席図</p>	<p>令和元年 10月18日 付け31障 福第1524 号</p>	<p>令和元 年10月 23日</p>	<p>障害福 祉課</p>